

1. 件名：福島第一原子力発電所における循環注水冷却・滞留水等に係る定例会
2. 日時：令和5年5月19日（金）10時30分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官、塩唐松係長、椎名係長、横山係長、植木技術参与

福島第一原子力規制事務所

廣岡副所長、堀江原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当12名（テレビ会議システムによる出席）

プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、資料に基づき定例の報告内容に加えて、以下の説明があった。
 - 5・6号滞留水移送設備改良について
 - 建屋内RO処理水移送配管追設について
 - サブドレン他集水設備の高台移転に係る耐震クラスについて
- 原子力規制庁は、上記説明について確認するとともに、以下のとおりコメントした。
 - （5・6号滞留水移送設備改良について）
 - 5月中に本件単独で変更認可申請がなされる旨了解した。申請に当たっては、まとめ資料において、5・6号滞留水低減対策の全体計画（滞留水処理、建屋止水処理、フランジタンクの撤去等）や認可後に実施予定の配管増設・撤去等の工事内容の詳細（接続箇所の状況や撤去する設備の範囲など）を示すこと。
 - （建屋内RO処理水移送配管追設について）
 - 実施計画変更認可申請の理由について、原子炉注水用の供給水の信頼性向上を図るなどとしているが、同申請を必要とする背景や目的を具体的に示すこと。
 - 申請に当たっては、まとめ資料において、設備の仕様（CST移送ポンプの揚程等）に関する設定根拠を示すこと。
 - 申請が当初の予定から遅れているにもかかわらず、変更認可前に当初の予定通り工事に着手するとしている点に関して、東京電力としての工程管理の実施状況及び工事実施範囲の詳細を示すこと。
 - （サブドレン他集水設備の高台移転に係る耐震クラスについて）
 - 実施計画変更認可申請の際、サブドレン他集水設備をT.P+33.5m盤に新たに設置するとした背景及び同設備の安全機能喪失時における線量評価の評価条件（サブ

ドレン水中の放射能の設定根拠等)の妥当性を示すこと。

- 申請に当たっては、耐震要求フローの「(ト)液体放射性物質を内包する設備」の要求事項への適合方針を明確にして申請すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 汚染水対策スケジュール (2023年4月27日現在)
- 水処理設備の運転状況、運転計画 (2023年4月21日～2023年6月1日)
- 各エリア別タンク一覧 (2023年4月20日)
- 汚染水等構内溜まり水の状況 (2023.4.20時点)
- 建屋内における残水等の状況について
- 福島第一原子力発電所における固体廃棄物について (2023年5月19日)
- 地下水ドレンの稼働状況について
- サブドレン稼働状況について
- 5, 6号滞留水移送設備改良について
- 建屋内RO処理水移送配管追設について
- サブドレン他集水設備の高台移転に係る耐震クラスについて

以上